

令和6年度
第1回長浜市景観審議会
会 議 要 点 録

長浜市景観審議会

令和6年度第1回長浜市景観審議会 会議要点録

○日 時 令和6年4月17日(水) 13時30分から14時30分まで

○場 所 長浜市役所1階 多目的ルーム4

○出席委員 9人

阿部俊彦(会長)、東幸代、大村悟子、小財憲司、佐藤泉、速水茂喜、西川丈雄、松山利喜雄、山口陽稔(敬称略)

○欠席委員 1人

山崎泰寛(副会長)(敬称略)

○事務局 5人

嶋田部長、益田課長、中村係長、服部主事、村田主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・資料1:長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2:長浜市景観審議会の設置等に関する規定について
- ・資料3:長浜市情報公開条例及び附属機関の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4-1:長浜市景観まちづくり計画(素案)
- ・資料4-2:長浜市景観まちづくり計画(概要版)案
- ・資料4-3:計画変更点まとめ

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

3 会議の公開について

資料3に基づき説明。「附属機関の会議の公開等に関する要綱」第2条第1項の規定に基づき、会議を公開することとした。

4 報告事項

■長浜市景観まちづくり計画改定素案について

- ・資料4-1、資料4-2、資料4-3に基づき、長浜市景観まちづくり計画改定素案を事務局から説明

【質疑応答】

(委員)

- ・写真のキャプションについて、具体的な地名が記載されている場所と、「田園集落」のような表現の場所がある。何か理由があるのか。

(事務局)

- ・確認して対応する。

(委員)

- ・景観重要建造物の指定について、市ホームページには国指定の文化財を除くという注記があったと思うが、計画に記載しなくてよいのか。
- ・景観重要樹木の指定について、改定案には「相当の樹齢を重ねたものや巨大なもの」と記載されており、天然記念物等に指定されるような巨木等を指しているのだと思うが、指定の際の対応を考えておく必要があるのではないか。

(会長)

- ・現行計画にはそのような記載はない。当審議会で、文化財との関係を議論した記憶はない。指定があるのであれば、抜けていたということになる。

(事務局)

- ・現行計画には記載していないが、建築物、樹木ともに改めて確認して対応する。

(委員)

- ・P1 の景観法の注記について、景観法についての説明と長浜市が景観行政団体が一つの文章に入っているので、分けた方がわかりやすいと思う。

(事務局)

- ・修正対応する。

(会長)

- ・姉川の写真は、このような風景を残そうという良い写真だが、暗く感じる。良い写真がなければ、明るさを補正してもよいのではないかな。

(事務局)

- ・当方も気になっている。5月によい天気になれば、改めて撮影して差し替えていきたい。

(委員)

- ・写真に中流、下流等キャプションを記載した方がよいのではないかな。

(会長)

- ・写真によっては、説明がなくても分かるものもあるので、共通化させる必要はないと思う。必要に応じて記載でよいのではないかな。

(事務局)

- ・前半部分はキャプションを入れないとわからないが、後半は必要に応じて対応したい。

(委員)

- ・国道 365 号沿道景観形成重点区域の写真は、本文に記載されている「周囲と調和しない屋外広告物などが散見されます」ということを表した写真なのか。

- ・他のところはきれいな景観の写真を掲載しているが、ここはマイナス面を強調するために掲載しているのか。

(会長)

- ・そういう意図だと思うが、特定の店舗の看板がダメということを曝しているように感じられてしまわないように、意図がわかるようでわからない写真になっている。

(事務局)

- ・マイナスイメージを持たせるための写真というわけではない。

(会長)

- ・本文に「散見されます」と記載されているので、写真の下に例えば「田園風景が阻害されないように看板の大きさを調整した街並み」と記載した方がよいのかも。
- ・田園風景が目立ち、良い写真だと見受けられる。
- ・本文と写真が合っていない。

(委員)

- ・当該地には野立看板があると思うが、写真は加工していないか。

(事務局)

- ・加工していない。野立看板の高さ基準は 10m 以下になっている。
- ・田園風景の中に商業施設が進出しているという風景である。
- ・景観形成方針の方に写真を掲載し、このような雰囲気をめざしているというアプローチにする。

(委員)

- ・西野水道や田川カルバートなどの農業遺産という記載だが、治水で整備を行ったので、土木遺産の方がよいと思う。

(会長)

- ・農業遺産と土木遺産両方記載するとよいと思う。
- ・各遺産がどの遺産に該当するかを再度整理したらどうか。

(事務局)

- ・対応する。

(委員)

- ・フローチャート内の建築家の定義について、この表現は適切なのか。

(会長)

- ・他の自治体の事例を含めて確認していただきたい。

(事務局)

- ・対応する。

5 その他

(事務局)

- ・今回の審議会の意見を反映して、パブリックコメントを行う。意見があれば、景観審議会を開催するが、意見が軽微であれば、開催の省略も検討している。
- ・今回の審議会での意見反映は、会長と相談をして最終形を決めさせてもらうので承知いただきたい。

6 閉会